

東海市公告第 1 5 5 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、書類は、東海市役所総務部収納課（1 階）において保管し、いつでも交付する。

令和 7 年 8 月 1 日

東海市長 花 田 勝 重

送達を受けるべき者の 住所地等（所在地等） 及び氏名（名称）	別紙のとおり
送達すべき書類の名称	令和 6 年度 市県民税・森林環境税・普通徴収 第 4 期 督促状

備考 この書類は、地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公告の日から起算して 7 日を経過したときに、送達を受けるべき者に到達したものとみなされる。